

中国大陸と台湾の弁護士制度の現状及び問題(前半)

国際室研究員

胡 光輝 ● Hu, Guanghui

一 はじめに

2010年6月29日、中国大陸と台湾(以下「兩岸」という。)は「経済協力枠組み協定」(Economic Cooperation Framework Agreement、以下「ECFA」という。)及び当該枠組みの一部となる「兩岸知的財産権保護協力協定」を調印し、兩岸の間における関税の撤廃や、貿易・投資の促進のための環境を整備し、経済協力を進めていく(1条)ことに合意した。知的財産権保護協力協定において、兩岸の間の知的財産権の保護範囲を明確にし、特許・商標等の優先権を認め¹⁾、著作権認証や、知的財産権保護における法の執行協力メカニズムを構築することに合意した。

ECFAの締結は、兩岸の経済発展に大きな影響を与えると同時に、東アジアの経済協力関係にも大きな変化をもたらすに違いない。しかし、ECFAは、協力の枠組みに過ぎず、それを実現するため、まず様々な法制度の違いを乗り越えなければならない。法改正を含めて法律家のサポートが必要不可欠であり、兩岸の弁護士(事務所)にとって、交流・進出の契機となるに違いない。日本の弁護士業界にとっても大きなビジネスチャンスになろう。

本稿では、以上の問題意識を踏まえて、兩岸の弁護士〔律師〕制度を概観し、問題点を指摘することを目的とする。

二 中国大陸の状況²⁾

1 弁護士制度の再建—1980年以後の状況

(1) 弁護士地位の変遷

中国における弁護士制度は、1980年に、「弁護士暫定条例」(以下「条例」という。)が制定され、20年余りの空白期間を経て、ようやく弁護士制度が再建されるようになった。「条例」の下では、弁護士は、裁判官・検察官と同様に、「国家の法律業務従事者」(〔国家法律工作者〕)として、司法行政

機関の管理の下に置かれていた。国家予算から弁護士の経費が支出されると同時に、弁護士業務は、営利性を有せず、弁護士活動を通じて得た収入は、国庫に納める必要があり、依頼を受けても、当事者の利益より国の利益を優先³⁾しなければならなかった。

しかし、その後、中国における経済の急激な発展に伴い、弁護士の国家の利益を優先するという「国家の法律業務従事者」としての身分は、法律サービスのニーズに適応できなくなってしまい、弁護士業の発展にとって大きな障害となってしまった。

そこで、1996年に制定された「弁護士法」⁴⁾は、「国家の法律業務従事者」である弁護士の位置付けを、「社会のために法律サービスを提供する者」(第2条)に改め、弁護士の「社会性」を強調し、国に奉仕するという弁護士の「公」的なイメージを薄めた。

2007年の改正弁護士法⁵⁾は、弁護士とは、法により弁護士業務執行証書を取得し、委託又は指定を受け、「当事者のために法律サービスを提供する業務執行人員」を指す(2条1項)。弁護士は、「当事者の合法的権利・利益」を守り、法律の実施及び「社会の公平と正義」を守らなければならない(2条2項)。弁護士の法による業務執行は、法律がこれを保護し、いかなる組織及び個人も弁護士の合法的権利・利益を侵害してはならないと規定する(3条4項)。個人法律事務所の設立も認めるようになった(16条)。

また、弁護士の業務執行「許可制度」を導入し、その条件について、5条1項は、「①中華人民共和國憲法を擁護すること。②国家統一司法試験に合格すること。③法律事務所で満1年の実習を終えたこと。④品性・素行が良好であること」と規定する。業務執行の申請は、区を設置している市レベル又は直轄市の区人民政府司法行政部門に必要な書類を提出して申請を行う(6条)。

さらに、弁護士の「接見難、資料の閲覧難、証拠調べ難」のいわゆる「三難」問題を解決するため、弁護士に依頼人である被疑者に接見する権利や、証拠を調べるための書類閲覧及び調査する権利を与

えている(32条～35条)。しかし、実務では、決して「三難」問題が改善されているとはいえない⁶⁾。

(2) 数字で見る弁護士の現状

① 全国の状況

まず、資格試験については、1986年から全国統一弁護士試験が隔年で実施され、1993年から毎年実施されるようになった。その後、2002年の全国統一司法試験の実施に伴い、弁護士試験が廃止された。

受験者数及び合格率については、統計表を参照されたい。2008年から、大学3年生も受験することができるようになったので、出願者が大幅に増えたと思われる。また、チベット自治区等の少数民族の受験者のため、漢語のほかにカザフ語、ウイグル語、朝鮮語等でも受験できるように配慮しており、経済や教育の状況が遅れている地域のため、合格ラインを低く抑え、受験資格を緩める対策をとっている⁷⁾。

司法試験に関連する統計表

	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
2002年	36万余人	311,344人	24,800人	7.97
2004年	19.5万余人	17.9万余人	20,149人	11.22
2006年	27.8万余人	24.4万余人	3.66万余人	15.00
2007年	29.4万余人	不明	5.8万余人	22.39
2008年	37万余人	不明	不明	30
2009年	42万余人	不明	不明	35

また、弁護士業の目覚ましい発展は、弁護士人口の変化からみることができる。1981年当時の弁護士人口は8571名であったが、2007年は、弁護士業務に従事している弁護士人口13万6014人で、1万3593事務所を有する。2008年には弁護士人口14万8251人、1万4467事務所を有する⁸⁾。さらに、2009年12月現在、弁護士業務に従事している弁護士は15.6万余人で、法律事務所は1万4741であるという⁹⁾。

法律事務所は、国家資本法律事務所(20条)、パートナーシップ制法律事務所(15条)及び個人事務所(16条)の形態で展開されている。国家資本法律事務所について、2006年当時は全国で1470か所あり、全法律事務所の11.2%を占め、主に中西部に集中していた。同年における弁護士法改正の際に、その存否の必要性について議論が交わされたが、中国各地の経済発展の差は大きく、それぞれ法律サービスを必要としており、特に中西部地域の法律事務所は、自らの経営で存続と発展が困難であるため、国家資本の法律事務所を維持することにより、当地の大衆と社会の法律サービスに対する需要を満たすことができる、等の理由で制度として維持することにした¹⁰⁾。

② 北京市のデータ

北京市の状況¹¹⁾は、以下の通りである。2009年12月31日現在、1355の法律事務所があり、その

- 1) 知的財産権保護協力協定は、「出願者が、台湾地区での出願に基づき優先権を求める場合は、これを認めない」との国家知識産権局特許局の規定を変更し、中国特許法第29条2項の規定により、台湾で出願登録手続きを終えた発明等は、大陸で出願登録していなくても、12カ月以内であれば、優先権を得ることができることになる。
- 2) 拙稿「中国における法曹養成制度の改革—弁護士を中心に」法律時報80巻4号、67～73頁を参照されたい。
- 3) 黄振中「論新中国律師の性質变化与转型期之定位」法学評論2010年第4期、53頁参照。
- 4) 1996年5月15日、第8期全国人民代表大会常务委员会第19回会議にて採択、1997年1月1日から施行。
- 5) 2007年10月28日、第10期全国人民代表大会常务委员会第30回会議にて採択、2008年6月1日から施行。
- 6) この問題について、孫長永「偵査階段律師弁護制度立法の三大疑難問題管見」法学2008年第7期、25～32頁、田文昌「新『律師法』と『刑事訴訟法』的衝突、互動与銜接」法学2008年第7期、33～36頁、李貴方「『律師法』的改進与弁護權的完善与保障」法学2008年第7期、37～44頁、韓旭「新『律師法』實施後的律師刑事取証問題」法学2008年第8期、53～62頁、陳光中=汪海燕「偵察階段律師弁護問題研究」中国法学2010年第1期、123～133頁等を参照されたい。
- 7) 拙稿・前掲注2・69頁参照。
- 8) 2007年と2008年のデータは法律年鑑による。
- 9) 「第7期全国律師協會常務理事会工作報告」中国律師2010年第1期、9頁。
- 10) 「『中華人民共和國律師法(修正草案)』改正状況報告」(全国人大法律委員會副主任委員 王以銘)全国人民代表大会常务委员会公報2007年第7期、745頁参照。
- 11) 「北京市律師協會理事会2009年工作報告」(2010年4月9日)北京律師(電子版、2010年第2期)11～15頁、23頁参照。

うちの178事務所は、2009年度内に設立されたものである。弁護士業務に従事している弁護士は2万1215名で、うち3284名は2009年度の登録弁護士である。1355事務所のうち、100名以上の弁護士を有するのは18事務所、50～100名弁護士を有するのは、42事務所、10名以下は728事務所(2009年10月末の統計)である。法律事務所は、主に東城、西城、海淀、朝日の4区に集中し、1004事務所と1万6,454名の弁護士を有する。最も弁護士が少ない地域は、延慶県であり、4名の弁護士しかいない。また、84.25%の弁護士は、学部卒以上の学歴を有し、そのうち博士503人、修士4767人である。平均年齢は38歳である。

③外国の法律事務所の中国進出

外国の法律事務所は、中国で240余りの事務所を設立している。それに比べて、やや遅れているのは、中国の法律事務所の海外進出である。2009年現在、わずか10事務所しかないといわれている¹²⁾。また、北京市のデータを見てみると、2002年当時、外国法律事務所の北京駐在代表機関は49か所、代表は90人であったのに対し、2010年3月現在、それぞれ107か所、262人となった。外国の駐在事務所による中国人の雇用状況について、2002年は364人であったが、2010年3月は、1233人までに増えた。全体収入は、2002年4.29億人民元で、2008年度は、21.36億人民元になった¹³⁾。

2 弁護士協会

中華全国律師協會(All China Lawyers Association、以下「ACLA」という。)は、1986年7月に成立した「社会団体法人」であり、弁護士業界の自律的組織である(43条1項)。中華人民共和国の弁護士は、すべてACLAの会員であり、地方の31協会

は団体会員とされている。弁護士に対する管理は、かつての単一的な行政管理から、司法行政機関による指導・管理とACLAによる自律管理の共同管理体制に転換したが、ACLAは、依然として補助的な立場にあり、一部の地方では、司法行政機関が形式上も実質上も、当該地方の弁護士協会の日常業務を担当し、弁護士協会の責任者の決定、機関の設置、人員の研修¹⁴⁾等、を行っているのが現状である。

3 法律事務所・弁護士をめぐる問題

(1)法律事務所・弁護士の位置付け——自治と管理・監督の間

近年、経済のグローバル化等の恩恵を受け、弁護士活動の空間はより広くなり、より自由になったが、一方で司法行政による法律事務所・弁護士に対する管理も強化されるようになった。その一例は、多くの事務所において、共産党の支部等を設けることが要求され、党による統治の浸透が図られていることである。たとえば、2009年末現在、弁護士業務に従事している15.6万余人の弁護士のうち、共産党員は4.4万人であり、28.2%を占める。また、1万4741の法律事務所のうち、1.2万の事務所において党の支部が設立され(全体の85.7%)、さらに単独に党の支部を設立しているのが8105か所ある。党員のいない2741の事務所に対し、党による業務指導等を担当する連絡係を指定し派遣することになっている。各地域の弁護士協会において、党委員会あるいは党支部の地域本部を設置したりして、党の組織や業務指導は、弁護士協会全体をカバーしている状況である¹⁵⁾。「弁護士とは何か」、「弁護士とは何か」等の問題

12) 朱景文「中国法治道路の探索—以糾紛解決の正規化和非正規化為視角」法学2009年第7期、7頁、王公義「新中国律師業60年五個發展階段的理性思考」(http://www.legalinfo.gov.cn/index/content/2010-08/20/content_2249570.htm?node=7879 中国普法ネット(司法部政府網)、2010年9月3日アクセス)。

13) 楊笠光=李翠霞「關於北京市法律服務領域對外開放的現狀及如何進一步加強外國律師事務所駐北京代表處管理的調研報告」北京律師(電子版、2010年2号)31頁参照。

14) 程滄「從自律走向自治—兼談律師法對律師協會職責的修改」政法論壇2010年第4期、180頁。

15) 于寧「七屆全國律協常務理事會工作報告」(2009年12月26日)中國律師2010年1月号、8頁参照。

をめぐって、論議が交わされるようになった。

(2) 弁護士訴訟業務軽視の問題

中国弁護士年鑑によると、1993年当時の弁護士業務のうち、訴訟業務は85%を占めていたが、2005年現在、非訴訟業務は43%に達した。非訴訟業務について、1981年は、4550件であったが、2004年現在は90万4516件までに増え、毎年平均増加率は25.9%である。現在、弁護士の間では、訴訟業務より非訴訟業務が重んじられ、多くの訴訟業務に携わっている弁護士も非訴訟業務への転換を行っているという¹⁶⁾

(3) 地域経済の格差が生む弁護士人口の不均衡と弁護士間の経済格差問題

たとえば、2010年8月現在、全国では、弁護士がいない県は、210にものぼる。青海省の弁護士全体の年間収入が、3000万～5000万元であるのに対し、北京のある事務所の年間収入は、10億元にも達する¹⁷⁾。

(4) 弁護士の合法的権利・利益への侵害

弁護士活動に関する合法的権利・利益が侵害される現象は、依然として多くみられる。たとえば、重慶で弁護士による犯罪被疑者への接見が阻止されたケースは、2008年から2009年までの1年余りで弁護士の権利保護事件の50%以上を占める。いわゆる「三難」問題は、改善されていない。その理由として、弁護士業務執行権利に対する制度上の保障が乏しく、弁護士と公安・検察・裁判所との立場上の不平等な関係や、刑事事件における弁護士の弁護活動に対する理解が乏しいため、積極的に協力しないと指摘されている¹⁸⁾。

1996年の改正刑事訴訟法37条2項は、弁護士である弁護人は、証人その他の関係組織及び個人の「同意」を経て、かつ人民検察院又は人民法院の「許可」を経てはじめて証拠資料等を収集することができると規定し、96条は、犯罪被疑者が捜査機関による第1回目の尋問後又は強制措置を実施した

日から、弁護士に依頼することができると規定する。また、同法33条は、公訴事件の被疑者は、当該事件が起訴審査に移送された日から、弁護人を選定することができると定める。つまり、捜査段階において、選定された「弁護士」は、「弁護人」ではないため、証拠収集等を行うことができず、捜査段階における弁護士の介入を厳しく制限している。

この問題を克服するため、2007年改正弁護士法35条は、依頼を受けている弁護士は、事件の必要に応じて、人民検察院、人民法院に証拠の収集等を申し立てることができる。また、弁護士が自ら証拠調べを行う場合は、弁護士業務執行証書と法律事務所の証明書により、関連組織又は個人に対して調査等を行うことができると定めている。確かに、弁護士法では、刑事訴訟法の人民検察院又は人民法院の「許可」や、被害者や証人の「同意」等の文言を削除したとはいえ、捜査段階における弁護士の証拠調べの権限を与えたわけではなく、この問題が依然として残っているといえる。

4 小結

このように、中国大陆における弁護士制度は、経済と同様に急激に発展している。1980年の暫定条例の制定から、30年余りを経て、弁護士の位置付けについて、まさに段階的に変化してきており、社会経済の発展と共に、弁護士の役割も大きく変わってきたといえる。しかし、共産党による一元支配の政治体制の下で、多くの人口を有する弁護士に対して、間接ではあるが、協会や地方人民政府を通じて管理・監督をしていくであろう。中国社会における法律サービスに対する需要は、これからも増えていくに違いない。地域間の法律サービスの差をいかに是正していくのか、注目する必要がある。

(以下次号)

16) 2009年7月2日、全国律師協会主催「維護律師執業權益座談會」中国律師2009年8月号、48～49頁。

17) <http://acla.org.cn/pages/2010-8-24/s57777.html>(中国律師網、2010年9月3日アクセス)。

18) 「維護律師執業權益座談會」・前掲注16、48～49頁。